

法人タクシーの営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について

1 法人タクシー事業者の営業所に配置する最低車両数に関する規制の概要

- ・法人タクシー事業の許可等の様々な基準については、平成29年東北運輸局公示第38号の審査基準により定められている。
- ・上記審査基準により、紫波町を営業区域とする事業者については、その営業所に最低でも「5両」以上の事業用自動車（タクシー車両）を配置しなければならないとされている。

2 法人タクシー事業者からの要望

(1) 要望事業者

所在地：岩手県盛岡市中央通一丁目8番地18
 事業者名：株式会社ヒノヤタクシー
 代表者：代表取締役 大野 尚彦

(2) 要望内容

- ・日詰営業所（紫波町日詰字郡山駅79番7）に設置するタクシー車両の最低車両数を5両以上から2両以上に緩和すること。
- ・要望内容の全文は、別紙「要望書（P2）」のとおり。

(3) 要望書が提出された経緯

- ・令和5年11月29日、上記審査基準の一部が以下のように改正された。
「市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、最低車両数に係る基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。」
- ・これを受け、要望事業者より、日詰営業所に設置するタクシー車両の最低車両数の緩和について、別紙「要望書（P2）」のとおり当会議へ要望があった。

(4) タクシー車両の最低車両数の緩和により期待される効果

- ・車両維持コストの削減により営業所を維持しやすくなる（経営継続性向上）。
- ・初期投資・車両維持コストが減少し、新規事業者や小規模事業者の参入・再編が易化する。

3 協議内容

日詰営業所に設置するタクシー車両の最低車両数を5両以上から「2両以上」に緩和することについて承認し、要望事業者に別紙「協議が調っていることの証明書」を交付してよいか。

4 今後のスケジュール（案）

年 月	内 容
令和7年12月15日 (本日)	・本会議から要望事業者へ、別紙「 <u>協議が調っていることの証明書</u> 」を交付する。
令和7年12月以降	・要望事業者から東北運輸局岩手運輸支局へ、必要書類に上記証明書を添付し、日詰営業所に設置するタクシー車両の車両数の変更について、事業計画変更の届出を行う。 ・日詰営業所の設置車両数を変更する。

令和7年11月21日

紫波町地域公共交通会議

会長 藤原博視様

所在地：岩手県盛岡市中央通一丁目8番18号

事業者名：株式会社ヒノヤタクシー

代表者名：代表取締役 大野尚彦



紫波町における営業所に設置する事業用自動車の最低車両数の緩和について（要望）

当社は、紫波郡を営業区域とする営業所を紫波町に設置し、地域住民の移動の足として一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）を展開しております。

しかし、昨今のモータリゼーションの発達はもとより、昨今の少子高齢化による人口減少、特に新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響などで、タクシー利用者の減少とタクシー運転者の離職が加速しました。これにより、現在、当社では5両のタクシー車両を保有していますが、すべての車両を稼働することができない状況にあります。

令和5年11月29日に「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について（平成29年東北運輸局公示第38号）」の一部が改正され、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合、事業用自動車の最低車両数を2両以上に緩和することが可能になりました。

つきましては、当社が地域住民の移動手段として、今後もタクシー事業を維持するため、下記について貴協議会において協議していただきますよう、ここに要望いたします。

記

【要望事項】

次のとおり、当社の事業用自動車の最低車両数を緩和することについて要望いたします。

■対象営業所 株式会社ヒノヤタクシード日詰営業所

■最低車両数 【現行】 5両以上

【要望】 2両以上

以上

(案)

令和〇年〇月〇日

株式会社ヒノヤタクシー
代表取締役 大野尚彦様

紫波町地域公共交通会議
会長 藤原博視

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.(4)③による協議が調っていることの証明書の送付について
時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、令和7年12月15日に開催した紫波町地域公共交通会議において、別紙証明書のとおり協議が調いましたので、送付いたします。

【担当】

紫波町企画総務部企画課総合政策係
主任 武藤 宇将
TEL : 019-672-2111 (内線 2310)
Mail : sougou@town.shiwa.iwate.jp

(案)

東北運輸局公示第38号「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」1.(4)③による協議が調っていることの証明書

令和7年12月15日開催の紫波町地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域
紫波町
2. 協議が調っている一般乗用旅客自動車運送事業者
株式会社ヒノヤタクシー　日詰営業所
代表取締役　大野　尚彦
3. 協議が調っている営業区域の営業所ごとに配置する最低車両数
2両以上

令和7年12月15日
紫波町地域公共交通会議
会長　藤原博視



タクシーの最低車両数

を地域公共交通会議等で協議することができます。

地域公共交通の「リ・デザイン」中間とりまとめでは、「公共交通が不十分な地域等における、持続可能で利便性の高いタクシーや自家用有償旅客運送等の確保に向けた制度・運用の改善」を直ちに検討することとされました。

これを受け、公共交通が不十分な地域における、持続可能で利便性の高い移動手段の確保を早急に進めるため「ラストワンマイル・モビリティ検討会」が設置され、タクシー、乗合タクシー等に関する課題を総合的に検討することになりました。

「ラストワンマイル・モビリティ検討会」で取りまとめられた改善策

(1) タクシー事業者の供給力の強化のための制度・運用の改善

【施策①】営業所ごとのタクシー車両の最低車両台数の緩和

ほか②施策

・タクシー車両数の緩和についての背景として、現在、法人タクシー事業者の営業所ごとに必要となるタクシー車両の台数は原則5台となっているが、この台数要件があるため新規参入が難しいほか、既存の法人タクシー事業者の事業の維持がままならなくなっている地域もあるところ。

このため、事業継続性等の点から問題ないと地方運輸局長等が認めた場合には、最低車両台数の緩和を認めることができることとし、柔軟に法人タクシー事業の維持や新規参入を行うことができるようになります。

上記改善策の提言を受け、制度を改正

●国土交通本省通達の改正 (R5.10.31改正)

「～これらの基準により難いものとして地方運輸局長が認める地域については、
1両以上5両未満の事業用自動車の配置をすることで足りるものとする。」

●東北運輸局公示の改正 (R5.11.29改正)

「～準特定地域以外の地域において、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、これらの基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。」



○公共交通会議等での協議について

今まででは、乗用(タクシー)事業について公共交通会議等で協議される事項はあまりなかったと思いますが、「地域における公共交通については、地域が主体性をもってデザインしていくことが重要。」、「地方公共団体、交通事業者、住民などの関係者が、地域公共交通会議等において、地域にあった公共交通サービスのあり方について議論を重ねていくことが重要。」という観点も勘案していただき、今後は必要に応じて、各市町村におけるタクシー事業者の必要車両数についても柔軟にご議論いただきますようお願いいたします。

東北運輸局HP「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」

<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/content/000261424.pdf>

【お問い合わせ先】 国土交通省 東北運輸局 自動車交通部 旅客第二課 022-791-7530

青森運輸支局 輸送・監査部門 017-739-1501 (音声案内3) 岩手運輸支局 輸送・監査部門 019-638-2154 (音声案内3)

宮城運輸支局 輸送・監査部門 022-235-2517 (音声案内3) 秋田運輸支局 輸送・監査部門 018-863-5811 (音声案内3)

山形運輸支局 輸送・監査部門 023-686-4711 (音声案内3) 福島運輸支局 輸送・監査部門 024-546-0345 (音声案内3)

